

令和 8 年 3 月

お客さま 各位

西京信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

令和 3 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により、「令和 8 年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されました。

こうした背景を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の受付停止

令和 8 年 4 月 10 日（金）をもちまして受付を停止します。令和 8 年 4 月 13 日以降、事業性資金に係る新規口座開設をご希望されるお客さまは、「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。

2. 令和 9 年 4 月以降期日の代金取立の受付停止

該当の手形等をお持ちのお客さまは令和 8 年 4 月 10 日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

3. 手形・小切手用紙の発行受付終了

令和 8 年 6 月 30 日（火）をもって発行受付を終了いたします。

※未使用の手形・小切手用紙の買戻しはいたしません。

4. 手形・小切手の最終振出期限

当金庫の手形・小切手の最終振出期限は令和 8 年 9 月 30 日（水）といたします。

5. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付停止

令和 8 年 9 月 30 日（水）をもって受付を停止いたします。

6. 当座預金の払戻請求書による支払開始

当座預金専用の払戻請求書による支払が可能となります。

※小切手による支払と同様に口座開設店に限ります。

以上

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

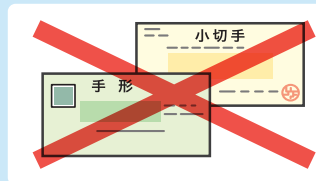
2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？



A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには何があるの？



A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1 コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は難しくないの？



A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

